

大牟田市告示第211号

条件付き一般競争入札の公告の一部改正について

条件付き一般競争入札の公告について（令和5年告示第201号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月19日

大牟田市長 関 好 孝

2(2)イ(ウ)を次のように改める。

(ウ) この入札に係る業務委託（以下「入札業務委託」という。）において、3月以上継続して雇用している者であって、次のいずれかに該当するものを管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できる者

- a 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（以下「技術士」という。）であって、同法第32条第1項に規定する技術士登録簿（以下「技術士登録簿」という。）に登録を受けている技術部門が総合技術監理部門であるもの（合格した同法第6条の規定による技術士試験の第2次試験（以下「第2次試験」という。）の試験科目が建設部門の必須科目の建設一般及び建設部門の選択科目の道路又は鋼構造及びコンクリートであるものに限る。）
- b 技術士であって、技術士登録簿に登録を受けている技術部門が建設部門であるもの（第2次試験の選択科目が道路又は鋼構造及びコンクリートであるものに限る。）
- c 一般社団法人建設コンサルタント協会のシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）資格制度施行規程（平成3年6月1日施行）第8条第1項に規定するRCCM登録システムに登録された者（登録を受けた技術部門が道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門である者に限る。）